THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
9月1日
第164号（2019年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

「戦後最大の労働組合に対する刑事弾圧」と評される一連の弾圧で利益を上げているのは誰だ

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）への権力弾圧が始まってから丸一年が経過した。本紙編集長である武委員長においては一年以上にわたる長期勾留が強いられ、これまで、不当に逮捕された同支部の組合役員・組合員は、延べ90名近くにもなる。「戦後最大の労働組合に対する刑事弾圧」と評される一連の弾圧によって、一体誰が利益を得ているのだろうか。



実態はどうか

大阪広域協組はそのホームページで関生支部のことを「生コンクリート業界に巣食う『寄生虫』」などと口汚く罵り、弾圧事件が起こるたびに歓喜のメッセージを発してきた。そして、関生支部の影響力がなくなれば近畿の生コン業界は「正常化」されると言ってきた。現実にそうなっているだろうか。

確かに、生コン価格は高い水準を維持し、生コン製造業者はこれまでにない利益を得ている。しかし、関連業者にはそれがほとんど還元されていない。生コン輸送運賃は若干上がったものの、生コン価格の上昇に比べればわずかであり、バラセメント輸送に至っては全く運賃が上がっていない。そして、労働者の条件は改善されるどころか低下しているのが実態だ。

こうした歪な業界が大阪広域協組の目指したものだったのだろうか。

次々に支援組織が

関生支部への権力弾圧に対して、大阪・京滋・東海・東京など各地域で、労働組合や市民団体によって「支援する会」が結成され、広範な反撃の陣形が整いつつある。また、大手労働組合などが結集する全国組織「フォーラム平和・人権・環境」も、「この弾圧を放置すれば労働組合活動ができなくなる」と危機感を共有して関生支部支援を決議。47都道府県で支援組織をつくると表明している。

当事者である関生支部も権力弾圧のみならず、弾圧に乗じた不当解雇を撤回するために現場での闘いを展開している。

闘いは長期になる。今こそ、中小企業と労働者のために闘い続けてきた関生支部を支援するときだ。



権力弾圧の発端となったのは、2017年12月に全日本港湾労働組合関西地方大阪支部（全港湾大阪支部）と関生支部が行なったストライキだった。生コン輸送・バラセメント輸送の運賃引き上げを求めたこの行動に対し、大阪広域生コンクリート協同組合（大阪広域協組）を除く近畿各地区の生コン協組は要求に同意。しかし、この成果をなきものにしようと翌2018年1月、大阪広域協組は関生支部との対決姿勢を露わにした。本来、協組の予算にはない「対策費」10億円を計上し、協組員が関生支部と接触・面談することを禁止。「連帯系」とレッテルを貼った輸送会社の使用まで禁じた。

その後、同年7月に滋賀県警組織犯罪対策課が、関生支部と協力関係にあった湖東生コン協同組合（湖東協組）の経営者らを不当逮捕。8月には武委員長をはじめとする関生支部役員を不当逮捕した。その後、大阪府警が上記ストライキの一部を取り上げて事件に。今年に入り、京都府警、和歌山県警も事件をデッチ上げて組合員・組合役員を不当逮捕・勾留した。

一連の弾圧で特徴的なのは、「組織犯罪対策課」という警察のなかで暴力団対策専門の部隊が前面に登場しているということ。特に滋賀では関生支部が行なってきたコンプライアンス（法令順守）活動を目の敵にして、「現場ごとに事件にする」と豪語。「ビラ撒きした」、「ビラを作った」だけの者まで逮捕するなど、次々に事件をつくり出して、組合員に組合脱退を迫ってきた。彼らはそもそも、労働組合法1条2項の「刑事免責（労働組合の争議行為など正当なものには刑事罰を科すことができない）」など知らない。このままでは警察権力によって「刑事免責」は死文化してしまう。



9／14 国際シンポジウム開催「コンプライアンス活動の意義と労働組合の役割」

「コンプライアンス」とは法令遵守という意味だ。1990年代、法令を無視した企業の利潤追求活動を批判する市民運動や世論の高まりの中で一般的に使われるようになった。どの大企業も「コンプライアンス指針」を制定しているが、これら指針はしょせん作文にすぎず、大企業の品質不正や法令違反は後を絶たないのが現実だ。

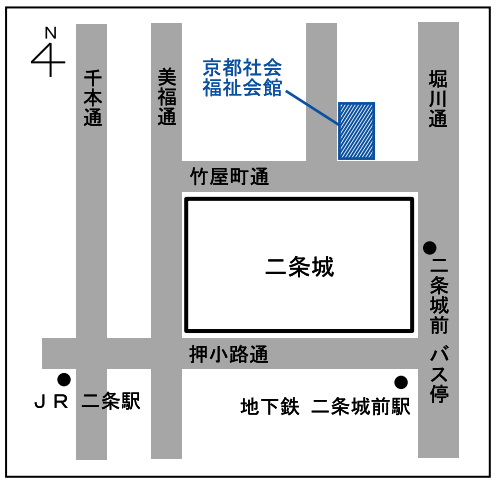
少し歴史をさかのぼれば、水俣病や数々の悲惨な公害事件から学んだことは、労働組合が生産現場をしっかり監視し、社会正義にかなった企業活動を行なうよう規制する社会的役割が重要だということだった。労働組合のコンプライアンス活動が必要とされる所以である。

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部は1990年代以降、重大な交通事故や生コンの品質低下に繋がる過積載の追放、建設現場の週休二日制の点検活動、欠陥生コン（シャブコン）の追放など、コンプライアンス活動を産業政策運動の中心課題の一つに位置づけてきた。

こうしたコンプライアンス活動は、世界的にみれば、海員、港湾、建設などの国際労働組織では労働の安全と適正な雇用条件、産業別労働協約を守るための基本活動として日常的に行なわれている。

今回の国際シンポジウムでは、ITF（国際運輸労連）やBWI（国際建設林業労組連盟）をゲストに招いて、あらためて企業のコンプライアンスと産業別労働組合の役割や意義を明確にする。

日時　9月14日（土）12時開場 13時開会
会場　京都社会福祉会館ホール
（京都市上京区猪熊丸太町下中之町519）
主催　全日本建設運輸連帯労働組合
協賛　フォーラム平和・人権・環境



JR山陰本線「二条駅」徒歩15分
地下鉄 東西線「二条城前駅」徒歩8分
京都市バス「二条城前」バス停 徒歩5分

季折々 四 何を買う?

いよいよ、10月から消費税が10％に増税されます。軽減税率の品目や方法など判然としないことが多々ある中で、あと二ケ月を切ってしまいました。今春の統一地方選や今夏の参院選でも政策課題になっていましたが、結果を見れば「国民も認めた」といわれても仕方がないのかも知れません。

思い返せば、我が家でも8％に上がる直前に、慌てて車や家電製品を買い換えましたが、増税後に高価な物は購入していないように思います。単純に現在の消費行動が維持されたなら、2％の税収増は物凄く大きなものとなり、国の財政も持ち返すのでしょう。しかし、所得税の収入（納税）が半減しているのを見ても、「減税」ではなく、国民（労働者）の所得が減少しているからではないでしょうか。

景気を良くするためには、非正規職を減らし、所得を安定向上させなければ、購買意欲は高まらず、消費税を上げても、消費されなければ税収は増えません。ショッピング好きな安倍さんは、アメリカから型遅れ戦闘機を仰山破格で買う気マンマンですが、その分国民から絞り上げるのは如何なものでしょうか。

（松浦明人）

地域アソシエーションの芽(4)

大阪労働学校・アソシエ顧問
国際経済労働研究所所長
本山美彦

財産区の話（4）


静岡県大室山の山焼き

「草原」の解体

前稿で見たように、一九〇八（明治四一）年に就任した山林局長（上山満之進）が、部落有（部落民共有の）林野を町村有林野（町村という政治機構の所有）に統合する方針を強く打ち出しました。ここから、全国的な規模で入会権を死守したい村民と、権力を持つ町村長との深刻な対立が、始まったのです。

山林局長の上山の命令による調査によると、官有地、民営地以外の「公有地」（府県有、都市有、町村有、部落有を総称したもの）の推定面積四七七万町歩（北海道を除く日本列島）のうち、部落有が約七七％を占めていました（三六七万町歩弱、一九一〇年の農商務省山林局調査）。

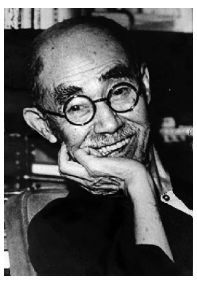
入会林野の五三％は、立木の生えていない「広漠たる」草原ないしは藪でしかないと、政府側は非難していました。古来から連綿と続いてきた「濫採」（らんさい・むやみに刈り取ること）や「火入れ」（山焼き）の悪しき慣習によって、「自然に発達すべき林野の力」が抑圧されてきたと、政府側は入会草原を非難していたのです。

その後の時代になっても、入会草原を敵視する政府側の姿勢は変わらなかったのです。それはいまも続いています。森林環境税はその一例です。

一九一〇（明治四三）年、農商務省が、府県知事に「公有林野整理開発ニ関スル件」という通達を出し、入会林野の整理解体を狙った開発事業を開始することになりました（『山林公報』）。

内容的には、上で見たように、「火入れ」を、ただ草地を維持するためだけに行なわれる、林業を破壊する「弊風」（悪しき風習）であるとして強く非難し、草地から肥料を獲得するよりも、草地に植林し、林業を活発にさせて、金銭で肥料を買い取る方が農民を豊かにするはずであるとの見解が示されたのです。残念ながら柳田国男（※）もその一人でした。

※柳田国男　１８７５年、飾磨県（現兵庫県）生まれ。１９６２年没。日本民俗学の開拓者。『遠野物語』『海上の道』など多数の著作は今日まで重版され続けている。



「特別地方公共団体」としての「財産区」

現在の「地方公共団体」には、「普通地方公共団体」と「特別地方公共団体」の二種類があります。前者は、都道府県や市町村のことです。後者は、政策上の重要な意味を持つ特殊な団体で、「特別区」、「地方公共団体の組合」、「財産区」の三種類があります。「特別区」とは「東京二三区」のこと、「地方公共団体の組合」は、普通地方公共団体の垣根を越えて、役所の仕事の一部を合同で行なう団体のことです。三番目の「財産区」については、後述するとして、まず、二番目の「地方公共団体の組合」について述べておきます。

この「組合」には、「一部事務組合」と「広域連合」があります。前者の代表格は、「消防」に関する事務・活動です。消防がそれです。消防は、町村を越えた活動をしなければならず、人口の少ない村で単独で行うのが無理な活動だからです。


全国最大級の消防一部事務組合である奈良県広域消防組合

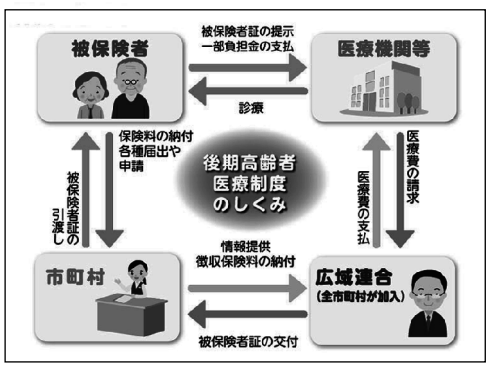
令和元年の現在、全国で一千強の「一部事務組合」があります。多いのは、消防以外に、「ゴミ処理」、「し尿処理」、「火葬場」、「病院・診療所」、「水道」です。

「地方公共団体の組合」は、単体の市町村と同じ「法人格」を持ち、二つの地方公共団体として、法律で国家から決定権を付与されています。法人格を持つということは、「財産保有」が許されていて、「議会」、「管理者」、「監査委員」などの「執行機関」を備えることができるということです。

市町村が大きくなり、他の町村の協力を仰がなくても事務を遂行できるようになれば、「一部事務組合」は必要でなくなります。

「地方公共団体の組合」には、上で見たように、「広域連合」という組合があります。これは、比較的新しく、二〇〇四（平成六）年にできた組合です。

「広域連合」は、自治体合併まで行かなくても、「大きな自治体」として、国や都道府県から権限を委譲して作られた組合です。権限が委譲されるということは、自分で事務の中身について決定権を持つということです。「後期高齢者医療広域連合」はその一つです。



近畿地区生コン関連団体労使懇談会

近畿地区の生コン関連団体は8月22日、大阪市西区の「学働館・関生」で第41回目となる労使懇談会を行なった。

■経営側報告

【大阪兵庫生コン経営者会】

7月22日、経営者会顧問弁護士を講師に招き、「法務セミナー」を開催し、経営者として把握すべきコンプライアンス上の基礎知識を中心に講義していただいた。今後もこのような催しを企画中である。

今年6月から新しい体制になった。解決すべき課題は多いが、会員社はもちろん、関係者および関係団体の方々と共に、相互扶助の精神に基づき、連携、協力して取組んでいきたい。

会員数は、激減した昨年と比べて、倍増している。今後も会員拡大を図っていく。

■労働側報告

【全日本港湾労働組合関西地方大阪支部】

春闘がやっと先日、仮調印までいったが、従来からの懸案事項である産別最低賃金についての回答は、結局なかった。斡旋を申し出たが、先方がのってこなかったので、こちら側がいったん引いたという形になっている。この部分については、9月18～19日の全国港湾の大会で意見を聞いた後、中央執行委員会を開いて今後の日程を含めて決定していく。

全国港湾、海員組合、連帯労組が日本で唯一「産別」と呼べる労働組合だと思う。もし全国港湾が、この部分で二の足を踏んで負けてしまうと、今の労働運動全体が疲弊しきってしまうと考えている。この「産別」は全港湾が作り上げたと自負しているので、そこが二の足を踏まないように、しっかりと意見集約して、全国港湾の中央大会に臨んで行きたい。

【全日本建設運輸連帯労働組合　関西地区生コン支部】



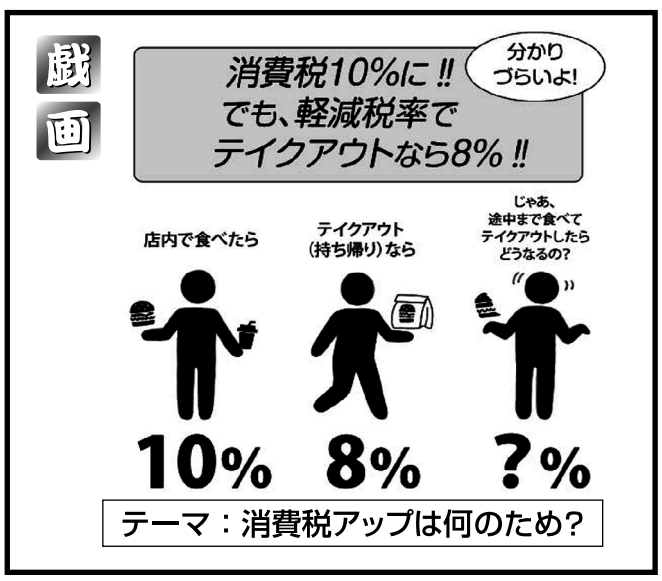
盤石だと彼らが思っている広域協組の体制に綻びが出てきている。

彼らは「IRだ」「万博だ」と騒いでいるが、現地プラントという話が間違いなく出てくるだろう。我々はOAP（大阪アメニティパーク）でこれを経験した。おそらくそういう傾向に向かっていくだろう。

安威川のダム工事の、石や土砂を一括購入して、自分が独占したというような話をしているが、それらが罷り通るようでは、業界は良くならない。

ある意味では彼らなりに独占しているように見えるが、そういう独占は、結局は墓穴を掘るようなものだ。広域協組の体制が、今のままであったら、崩壊せざるを得ない。そういうことを観点に置きながら進んで行きたい。

現状は防戦一方になっているが、根底にあるのは労働組合つぶしで、我々はそれを甘んじて受けるわけに行かないし、関生魂が消えることもない。皆さんとも協力しながら、弾圧に負けず、必ず挽回できる体制をつくるためにも頑張っていく。



憲法28条の破壊　警察・検察の暴挙
関ナマ 大津・湖東協組事件
労組つぶしは許さない「勝手連しが」
裁告 地報 津判 大裁 第4次弾圧事件―S弁護士の登場

既報の通り、6月25日に行なわれた公判では、弁護側の主張が大幅に認められました。法廷の空気を一変する立役者となったのは、新たに弁護側に加わった大阪弁護士会のS弁護士。S弁護士は、厚労省の「村木厚子さんの事件」で脚光を浴び、一躍、全国にその名が広がった敏腕弁護士です。労働問題の第一人者、N弁護士を筆頭に、弁護側の陣容はさらに強化されました。

なお、標記の審理は、8月、9月に三者協議（非公開）が予定されており、公判は、10月以降になりそうです。

■湖東協組事件

5月、『敗戦後論』の加藤典洋さんが亡くなった。彼は早稲田の教職に就く前、かなり踏み込んだ活動を単独で行ない、自分を磨いている。そういう語られない経歴があるから、彼の"論"は記憶に値する。加藤さんは、主体の行動のために"論"を整理した。つまり、彼の政治思想のエッセンスは「論より行動」なのだ。

関ナマ労組への警察・検察による攻撃は、労働3権を定めた憲法28条への攻撃。今回の事件は、「労組の行き過ぎた行動への制御」という形を装っている。が、これはアベ政権でしか起こりえない憲法への攻撃。憲法破壊（28条の空文化）という危険な権力の賭けなのである。

6月26日、大津地裁で21回目の公判。注目の証人、K氏の証言は、9月3日と5日に変更された。

というわけで、午前中のみの予定だった灰孝理事から、元・大津協組役員に肩書の変わったY氏の証言が、午後の公判も埋めることに。

「武委員長、少しやせたネ」と傍聴席のささやき。「代用監獄」で誕生日を迎えた武氏は77歳。残り多くない彼の時間を、この法廷が喰っている。50センチ先の被告席では、腰痛に悩む組合役員が、上腕を小刻みに動かして苦痛に耐えている。

司法権力の無意味な時間の浪費が、司法の酷薄さを浮き彫りにしている。

■大津協組事件

7月1日、大津地裁で第8回大津協組事件公判があり、「今日は、大量動員組は来ないだろう」というI裁判官の判断ミスが原因で、傍聴抽選の手続きはされず、善意の傍聴希望者が、法廷から締め出される事態になりました。

この混乱で午前の傍聴はできず。1時間30分を法廷前で立ち尽くし、やっと午後の法廷へ。

午後の証人、元・大津協組役員、現・失業中のY氏。検察側の調書通りの質問が、次々になされたが、湖東協組事件の証言時と同じく、Y氏の返答は定かに聞こえず。

「湖東協組元理事さん、連帯役員さん、労組員さん、etc」、固有名詞が並ぶだけで、検察側の希望する「犯意の構成」につながる微妙な質問には、回答なし。「よくわからない」「よく覚えていません―」。

裁判所長への抗議や、若い職員への訓戒で時間を取られ、残念ながら、弁護側の反対尋問は割愛。

I裁判官の稚拙な判断ミス 善意の市民 傍聴権を奪われる 訴訟指揮に批判の声 高まる

裁判所職員を介した裁判所長への抗議
大津地裁所長への抗議文（抄）

と弁護側に答えました。

この二重のミスで、I裁判官は、司法に携わる者として、公務員として失格です。

これは所長の着任時の抱負。「円滑な裁判へ環境作り」にも反しています。

さて、この事態にどう対応されますか。

【地域総研・団体紹介】NPO法人JUMP
地域社会の子育て応援で 地域コミュニティの構築をめざす



NPO法人JUMPは、「地域の子ども達は地域全体で育てる」という視点に立って設立された地域活動団体。子ども達の基礎学力や人権感覚を養うことで、子ども達一人ひとりに生きる力を身につけさせることが目的。子ども達が、自身の存在と他者の生き方を大切に思うことができる地域コミュニティの実現をめざし活動している。

7月20日～22日にかけて、兵庫県宍粟市くるみの里で「サマーキャンプ2019大自然で遊ぼう」を開催。地域総研も運営協力で参加した。

このキャンプには、総勢50名もの子どもに加え、地域有志のボランティアスタッフ35名が参加。地域の大人達と子ども達が大自然の中でふれ合え、話し合えるとても大切な機会となった。

JUMP「2019サマーキャンプ」に参加して
ボランティアスタッフ 竹本暁代

今年も7月20日～22日に、東淀川日之出地域で活動するNPO法人JUMP「サマーキャンプ」に参加した。

兵庫県宍粟市くるみの里で、梅雨明け間近、なんとか川遊びやカヌーができた。初日の夕食のカレーは、初めての一年生も参加。子ども達で協力して作る。二日目のキャンプファイヤーの横には、ホタルの姿も見られた。

JUMPの代表の牧憲一さんは、大学生のとき、人権活動をとおして東淀川日之出地域を知り、そこで結婚して家庭を築いた。広島県庄原で育った彼にとって、子ども会キャンプでよく連れて行ってもらった山や川は、身近で親しいものだった。

でも、大阪の子育て世帯の多くはキャンプ経験がなく、とくにシングルマザーなどは、仕事と家事におわれ、ゲームやテレビで遊ばせている。そこで彼は、自然で遊ぶことを知らずに育つ子ども達の姿に心を痛めた。彼は10数年前、NPO法人JUMPを立ち上げた。子ども達を自然の中で思い切り遊ばせたいと始めたのがサマーキャンプだ。



この10年間でスタッフや備品も増えた。当初からの地元の青年達もいる。何より参加する子ども達が多くなってきた。都会暮らしの小学生が、楽しく自然体験や生活体験ができると、地元ではたいへんな人気で、ホームページの参加申し込みはいつも数時間で締め切り。かつて参加した子も中高生になって、今ではスタッフとして参加。成長した彼らを見るのも楽しみのひとつだ。「日之出よみかき教室」のベトナムや韓国の若者も参加していた。子ども達と一緒に過ごす日本の自然体験は得がたいものになっている。

きれいな山・川は、大阪から遠方で、大量のテントや鍋、釜を積んでのハードな移動。食事の世話や安全など、キャンプ中は気が抜けない。準備や片付けも大仕事だ。けれど「子ども達の笑顔を見たら、苦労も飛んでしまう」と牧さんは語っている。さて、来年はどんな楽しいキャンプになるだろうか。

過去のキャンプや他の活動のようすはNPO『JUMP』の活動ブログをご覧ください。 https://ameblo.jp/npo-jump/entry-12418990176.html

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長 毛屋和重
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31
協同会館アソシエ 2F
TEL 06-6328-4700 FAX 06-6328-4701

関西生コン関連労働組合連合会
全日本建設運輸連帯労働組合 関西地区生コン支部
執行委員長 武 建一
〒550－0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547
全日本港湾労働組合 関西地方 大阪支部
執行委員長 樋口万浩
〒552－0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

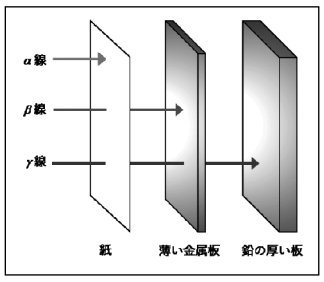
放射能はなぜ怖いのか

東京電力は福島第一原発の建屋などから発生する汚染水を溜めるために、原発敷地内にタンクを増設して凌いできましたが、2022年夏頃にタンクを造る敷地が満杯になる見通しを8月8日、明らかにしました。安倍首相が五輪招致演説の際に言った「放射能は完全にコントロールされている」との発言とは違い、事故が起きた福島第一原発周辺は、いまだ放射線量が非常に高レベルであり、帰還困難区域に指定されています。そもそも放射能はなぜ生命にとって危険なのでしょうか。

放射能とは

「放射能」とは、放射線を出す能力のことです。「放射線」とは、放射性物質から放出される粒子や電磁波のことです。「放射性物質」とは、放射線を出す物質の事です。

放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線など様々な種類があり、物を突き抜ける力があります。アルファ線は紙一枚も突き抜けることが出来ません。ベータ線は厚さ数ミリのアルミ板で遮られてしまいます。ガンマ線は数センチの鉛板でないと遮ることが出来ません。

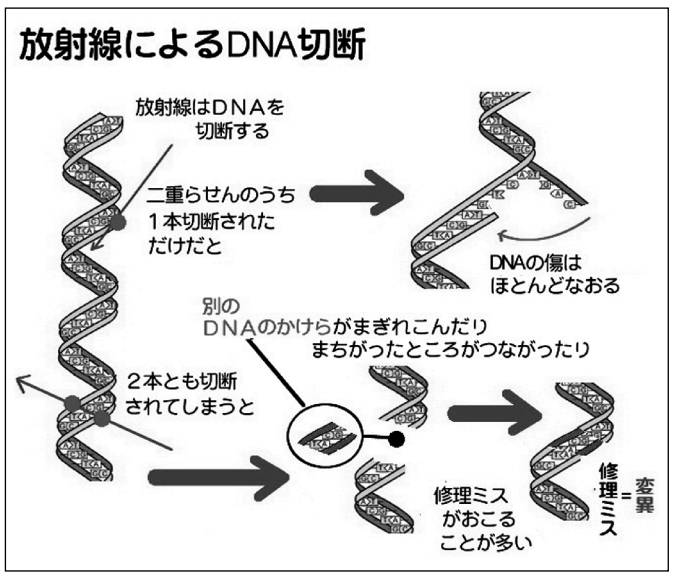


被ばくとは

放射線を浴びることを「被ばく」といいます。「被ばく」には「被曝」と「被爆」とがあり、どちらも読み方は「ひばく」ですが、意味は全く違います。「被曝」は、放射線に曝されることで、原発や病院などでの放射線検査で放射線を浴びることを指します。一方の「被爆」は、爆撃など爆発物による被害全般のことを指します。一般的には原子爆弾、水素爆弾によって被害を受けることを指します。

放射線を浴びると人体に何が起こる？

多くの放射線を浴びると、細胞が死に至らなかった場合、DNAは壊れたところを修復しようとします。その際に元の姿と間違えて修復されることがあります。また、修復されてもDNAは不安定で変異を起こしやすくなります。突然変異が一度細胞の中で起こるともう元には戻らないため、誤った配列のまま細胞がコピーされていき、たとえ弱い放射能でもガンにつながる可能性があります。さらに悪い事に、その誤った配列のまま遺伝して、子孫へと受け継がれるのです。



原発は必要か？

放射能は、健康や命を脅かすものです。医療で浴びるX線やCT検査などによる放射線もなるべくなら浴びない方がいいですが、治療に役立つというメリットもありますし、なにより受ける、受けないを自分で選択することができます。しかし、原発で生み出された放射能は、望まなくても我々を襲ってきます。

原発について考える時に、政府や電力会社は、電力供給量や発電コストの部分だけを伝えますが、原発建設に関する莫大な費用や、事故が起きた場合の危険性、また事故終息までにかかる対策費や賠償費用についてなど、あまり伝えられないデメリットの部分についても真剣に考えていかなければなりません。

淡路商店街を激走
世界初！淡路商店街ドリブル選手権
森島氏（元日本代表）も来場

8月8日、淡路商店街（大阪市東淀川区）で、「世界初！淡路商店街ドリブル選手権」（主催：淡路地域活動協議会・セレッソ大阪・淡路本町商店街振興組合）と銘打たれたイベントが開催された。

このイベントは、普段は買い物客でにぎわう商店街の中を、サッカーのドリブルで駆け抜け、そのタイムを競うもので、特別ゲストとして、サッカー元日本代表の森島寛晃氏（現株式会社セレッソ大阪 代表取締役社長）とセレッソ大阪のコーチが来場。

淡路商店街に設けられた、全長約100メートルの特設コースをリレー形式で、2チームずつが競った。

森島氏によるドリブルのお手本が披露された後、参加者は数々の障害物や、滑りやすい路面に苦労しながら商店街を激走。道行く人からの応援の声で商店街は大盛り上がりとなった。

午後からは森島氏のサイン会も行なわれ、一日中、歓声が響いた淡路商店街であった。




▶森島氏とセレッソ大阪のマスコット「ロビー」も応援

第1回教養セミナーのご案内

日時：2019年9月10日（火）17時30分～19時
会場：協同会館アソシエ（ホール2）
タイトル：ひきこもりから社会へ
講師：麦の郷　法人事務局次長　野中康寛

今年の3月に実施された内閣府の生活状況調査の結果で、40～64歳のひきこもり状態の人が、全国に推定61万3千人に上ったことが分かりました。

女性も、育児・介護などで社会とのつながりが途絶え、引きこもるケースが増えています。

今回の講演から、ひきこもりの状態を社会問題として理解し、私たちに何ができるのかを考えていきたいと思います。

今回から従来に催していました行事を、教養セミナーに名称変更し、9月から新たにスタートいたしました。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

渡辺千賀子
アソシエ後援会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

タカラ運輸有限会社
代表取締役　中岸昭治
〒630-8452
奈良市北之庄西町二丁目七番十三号
電　話（〇七四二）六一―九一二九
ＦＡＸ（〇七四二）六一―九一五九

吉野建設 株式会社
代表取締役　中坂浩國
〒651-0077
神戸市中央区日暮通五丁目四―四
電　話（〇七八）二三二―二八〇一
ＦＡＸ（〇七八）二三二―二三〇九

2019年度 サポート 募集のお願い

日頃から、組合総研の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。組合総研では、2019年度サポートを募集しております。詳しくは、組合総研のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

また、このたびサポートのご協力をいただきました皆様に、心より御礼申し上げます。

【税を知る】シリーズ
物品税と消費税

政府は今年10月1日からの消費税率10％への引き上げを予定通り進める方針です。その際に「軽減税率」を設け、食料品などは税率を8％に据え置き、低所得者にも配慮したとしています。減税率をめぐる議論をみていると、「そもそも生活必需品や、安い食品に課税するのがおかしい」「ぜいたく品や、高い食品などに高税率で消費税をかければいい」という意見をよく見かけます。

1989年に消費税が導入されるまで、日本には「物品税」という税がありました。物品税はいわゆる「ぜいたく品」に課税された税金で、生活必需品は基本的に非課税もしくは低課税となっていました。

物品税とは

物品税の起源は1937年の「北支事件特別税法」の一環として創設された「物品特別税」でした。戦費調達のために、宝石、貴金属製品、カメラ、楽器などの奢侈品（しゃしひん・生活必需品以外のぜいたく品）に対して物品特別税を課しました。その後1940年には「物品税」として正式に導入され、最終的に1989年4月1日の消費税法施行をもって廃止されました。

物品税が他の消費税と異なる点は、課税対象が酒税や揮発油税のように一種類の消費財ではなく、物品税という単独税目の形態をとりながら課税対象が多種多様な物品におよんでいることでした。物品は物品税法で第1種と第2種に分類されて詳細に規定されていました。

第1種の物品は貴石、真珠、貴金属、毛皮、繊維製の調度品などで、その販売業者が納税義務者でした。課税標準は小売価格で、10％または15％の税率で課税されました。

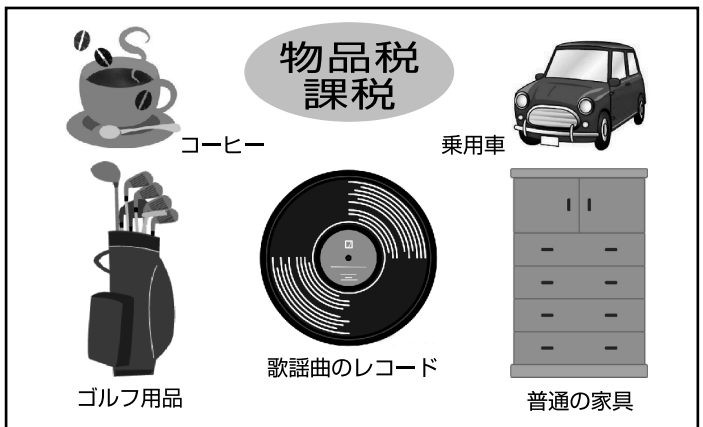
第2種の物品は自動車およびその関連製品、船艇、娯楽・スポーツ製品、電気・ガス機器、テレビ、楽器、カメラ、家具、時計、喫煙用具、カバン類、化粧品、飲料類などで、その製造業者が納税義務者でした。課税標準は製造工場から出荷するときの価格で、税率は普通乗用車や大型モーターボートやゴルフ製品などの30％から飲料類などの5％まで多様でした。

1986年度の「物品税白書」によると、この年の物品税収の総額は1兆6500億円で、納税額の上位には乗用車、クーラー、宝石類、テレビなどが並んでいました。

課税・非課税の線引きは？

このように物品税は、高額所得者が消費しそうなものには高税率を課し、生活必需品と思しきものは非課税もしくは低税率とする、垂直的公平を意識した税でした。

ところが、この物品税は運用に大変な難題がありました。課税・非課税の線引きが困難を極めたのです。例えばゴルフ用品は課税対象ですが、スキー用品は非課税でした。その他、普通の家具は課税で、桐製の家具や漆塗りの家具は非課税。コーヒーは課税で、紅茶は非課税でした。



たいやきくん問題発生

物品税では、「歌謡曲」のレコードは課税で、「童謡」のレコードは非課税扱いになっていました。

1975年に発売された「およげ！たいやきくん」というレコードがありました。450万枚以上を売り上げ、その記録は今でも破られていません。かつて、この「およげ！たいやきくん」のレコードが、物品税の課税対象となるかどうか、製作会社と国税庁の間で論争が繰り広げられました。普通のレコードは趣味娯楽品として15％の課税となりますが、「童謡」ということであれば課税されません。製作会社が「テレビの子ども番組の歌だから非課税だ」と主張すれば、国税庁は「いや、この歌詞はサラリーマンの哀愁を表しているのではないか。脱サラ、脱体制の歌だから課税だ」と。結局、「およげ！たいやきくん」のレコードは童謡認定され非課税となりましたが、当事者同士が真面目な顔して歌詞の検討をする姿は、なかなか面白そうです。



時代の変遷の中で

物品税は主に「ぜいたく品」に課税されるものですが、一方、課税・非課税の線引きに合理性が見いだせないものや、グレーゾーンとなる製品が続出しました。物品税は品目ごとにどんな性質なのか、生活に必要か否かを判断しなければなりませんでした。それゆえ新商品が出るたびに、個別具体的な判断をする必要がありました。また時代の変遷とともに、生活様式や価値観の多様化に伴い、何が贅沢品であるかの定義が難しくなりました。また商品の多様化により課税対象のリストアップが困難となったことも廃止への一因となりました。

「軽減税率」というまやかし

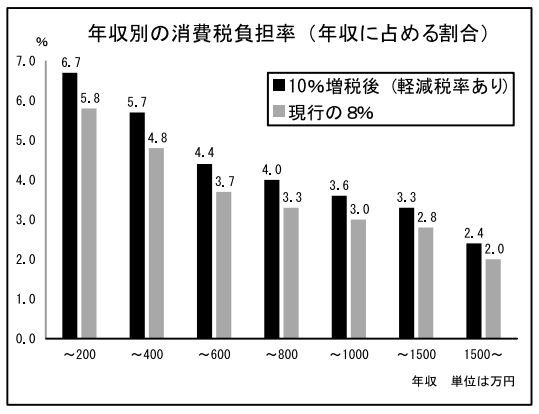
このような煩雑さを消費ベースの一元課税で克服しようという思惑もあり、1989年に消費税が導入され、そして今年10月からの消費税率の引き上げに伴い、「軽減税率」も導入される予定になっています。

政府は「軽減税率を設けるので物価は上がらない」と言っていますが、本当にそうなのでしょうか。例えばペットボトルの水は軽減税率の対象商品ですが、本当に今まで通りの価格で据え置かれるでしょうか。実は、税率据え置きになっているのは、中の水だけです。ペットボトルやキャップ、ラベル、自動販売機の電気代、運送料などは、すべて消費税が10％に上がるのです。そうなると飲料メーカーは価格を上げざるを得ないでしょう。消費税法では価格決定権は企業に任されており、軽減税率8％が適用される飲食料品でも、飲食料品を据え置く義務はないのです。

また「軽減税率が低所得者対策であり、消費税の逆進性の緩和になる」と政府は説明していますが、軽減税率を導入しても逆進性は緩和されません。8％に据え置きをしても、10％への増税で負担額は、一人当たり2万7千円、一世帯当たり6万2千円ほど増えることを政府も認めています。年収200万円以下の場合、収入に占める増税の負担率は6・7％に対して、年収1500万円では2・4％となり、「逆進性が緩和する」という政府の説明は成り立ちません。軽減税率の導入によって、より大きな恩恵を受けるのは高額所得者です。

さらに「軽減」と言っても、8％に据え置かれるだけで税率が下がるわけではなく、負担が軽くなるわけではありません。

政府は軽減税率導入による税収減分は1兆円と発表し、そのうち4千億円は低所得者の医療費などを国が補助する「総合合算制度」の見送りなどによって穴埋めをするとしています。「社会保障を充実させるため」とした消費税引き上げの理由は何だったのでしょうか。



消費税は必要か

40年以上前に日本の消費税にあたる付加価値税と軽減税率を導入したドイツでは2010年ごろから廃止を求める議論が出ています。付加価値税のシステムが本来の消費課税のモデルから逸脱し、多数の例外（軽減税率など）が競争のゆがみをもたらし、特定業界や法人、団体を優遇する制度に変質したと指摘されています。

カナダでは1991年に7％の税率で消費税を導入しましたが、06年に6％、08年には5％に引き下げています。増税に反対する国民の声がカナダ政府を動かしたのです。

本当に公平な税制のために

アベノミクスの下で大企業は300兆円を超える史上最高の内部留保をため込む一方で、働く人々の実質賃金は上がらず、景気を支える最も大きな要因となる個人消費も回復しないままです。

軽減税率の導入には生活必需品にかかる税率を抑え、低所得者の購買力を確保するという趣旨があります。しかし軽減税率の恩恵はすべての人が等しく受けられます。低所得者はもちろんですが、高額所得者も同じように軽減税率の恩恵に預かります。あくまで低所得者の購買力確保が目標なのであれば、ぜいたく品にのみ課税するような税制の導入こそ検討すべきではないでしょうか。

言芸 提文

~投稿歓迎~

・アメリカに　媚びて貢いで　捨てられて　（なんのこっちゃ）

・参院選　終われば約束　反故にする　（早川世襲）

「アメリカファースト」を公言しているトランプ大統領にべったりの日本の首脳。なんてアメリカ想いなのかと涙が出てきます。かつて「この程度の約束を守れなかったことは大したことではない」と言った方がいましたが、先生方は右に倣えなのですか？

企業訪問　生産者・物流・消費者が同じ目線で
関西よつ葉連絡会

関西よつ葉連絡会は、「有機農業運動」と「食品公害追放の消費者運動」の高まりの中で、1976年に大阪で発足した事業体だ。40年以上の活動の中で、約4万人の会員を抱え、関西各地域の20の配送センターから食品や生活用品を届けている。仕入・企画を業務とする部署、物流・仕分けを業務とする部署、各地域の配送センターなどで働く職員は合わせて約500人を擁し、消費者会員に毎日、安全な食べ物、安心して使える生活用品を供給している。関西よつ葉連絡会（大阪府茨木市）で事務局にお話をうかがった。



はじまりは牛乳配達

北摂地域で一緒に活動をしていた人たちが牛乳配達をしていたのがはじまりです。その後、牛乳配達の車に能勢の野菜や、能勢農場の肉などを載せるようになり、それが「関西よつ葉連絡会」の事業につながりました。

だから、最初から食物の事業をやるために作ったというより、皆が地域の中で存在するための事業としてスタートしたのです。能勢農場自体が、畜産の事業をやるということよりも、自然の中で牛を飼ったり、畑を耕したりすることで、自分たちの学びの場にしていくということを主な目的に立ち上げたのです。

事業を継続することで、地域の雇用も生まれる。そこでどういうことを目指してやるのかということを凄く大事にしてきました。

それぞれが独立した連絡会組織

近畿圏で、小さい共同購入会や、生協など、経営的にはそれぞれ独立した20ぐらいの組織、さらに10幾つかの農場や工場などが集まって、「関西よつ葉連絡会」というグループを作っています。

生協のような一つの組織にした方がいいという意見もありますが、それは考えていません。地元の生協や共同購入会として地域の人たちとつながっているということが大切だと思っています。マニュアル通りに配達するだけなら、地域の人たちや、会員さんとつながる必要もありません。「顧客として満足していただければ、また注文がくる」という現在の市場経済の中での関係では、人とのつながりが全く薄れていくのではとの思いから、それぞれが独立しています。ただ、物流はバラバラでは大変なことになりますから、物流センターは共同で立ち上げています。

地域にこだわる

商品は個配がほとんどです。始めた頃は、まだ生協も「班配達」といってグループ配達をやっていた時代です。その頃から個配だけでやっていましたから、そこが一つ、物流の特徴だったのでしょうね。

昔と違い、今は一人暮らしのお年寄りも多いですし、働いているお母さんもいます。そんな人たちの所にも確実に届けられるように、留守でもちゃんと受け取れる仕組みを構築しています。ただ、留守宅に商品を置いていくということは、あまり推奨されることではないので、そういう人たちと、どうコミュニケーションを作ってくのかということが今の大きな課題ですね。



我々の場合は、各配送センターの職員も正規職です。今、生協さんも含めて同業他社は、配達の部分を外注しているところが多いようですが、そうなると会員さんと直接話をするのは、他の会社の人間ということになります。経営的な効率からいえば外注という選択になるのでしょうが、そこは自分の所の職員が配達に行くということにこだわります。

物流で効率を追求すれば、例えば単品結集（つの商品をたくさんの人が注文する）のようなことが良いのでしょうが、単に効率のよい物流だけを追求していくのでは、やはり駄目なのです。我々は産直活動を基本に据えていますから、結局は人の力でやってきたというところがあります。ただ、物流システムそのものを、多様な生活に合わせた、新しい物流に出来ないかという話はしています。

地場野菜の取り組み

全国の生産者（産地）の農産品や加工品などは、会員からの注文数を基に発注しているので、在庫がたくさん出るということはありません。地場の農産品は、能勢・高槻・亀岡・日吉の4地区から出荷された野菜を、「よつば農産」に集荷して、「野菜セット」や単品企画でお届けしています。夏は野菜が豊富に出ますから、野菜セットが凄く豪華になるのですが、それでもセットに入り切れなかったものは、「野菜大好き会員」に登録していただいている会員さんに配達しています。もしそれ以上に出た場合は、各センターに協力してもらって「ひき売り」なども実施しています。



旬をたのしむ野菜セット

新しい関係を目指す

都市部の食品ロスは問題になりますが、畑の食品ロスは全く問題にはなっていません。農家は出荷できなければ、畑に鍬き込む（畑の土に混ぜて肥料にする）しかないのです。頑張って作ったものが出荷できないということを無くすためにも、もっと農業を生かす産直運動を広げるべきだと思います。消費者の要求ばかりでなく、流通からの要求だけでもなく、生産者と流通と消費者の新たな関係を構築していくことを目指しています。普通は流通や消費が強いのですが、生産者も対等の立場で付き合っていけるようにしていくべきです。一次生産がどんどん先細り、農業も畜産も漁業も消滅していくばかり。だから一番やりたいのは、消費と流通と生産が、どうやって新しい関係を作っていくか、そこですね。

福島への支援活動として

東日本大震災の後、当初はこちらの地場野菜を送ったりしていたのですが、今は年に一回、子供たちが能勢農場に来て保養してもらうキャンプを行なっています。たとえ一週間でも違う所の空気を吸って、よつ葉で扱っている食物を子供たちに食べてもらうという取り組みを、原発事故の翌年からずっとやっています。

当初は能勢農場の林間学校として実施していましたが、今はよつ葉全体の取り組みとして「よつば関西保養キャンプ」という名称で行なっています。



キャンプでの収穫体験

これから目指すことは

よつ葉を作った団塊の世代がもう70歳前後で、これからどんどんリタイアしていきます。その後を担う人たちに世代交代していくことが喫緊の課題です。

10年ほど前に、その団塊の世代の人たちが「よつばの学校」を作りました。それは、よつ葉を作ってきた人たちが、若い職員に問題意識を継承するという目的で作りました。引き継ぐと言っても、「うちの団体はこうだ」のような教条主義的になれば、面白くない取り組みになってしまうので、色々なことを受け継ぎながらも、次に向かっていくような引き継ぎ方が出来ればいいと思います。

一般の企業に比べて、よつ葉は世の中のことに目を向けるとか、一人ひとりが考えないといけないところが色々あります。視野を広く持った人たちになっていってほしいですし、そのための勉強をどうするかというところが、これから先一番にやりたいところですね。

規模的には大きくするだけでいいとは思っていません。そんなことが目的でやっているわけではないですし、全国展開も考えていません。この地域に根差して、自分たちが目指していることをやる、地域で存在し続けるということ、そのための次世代への引き継ぎだし、そこが大事だと思っています。

よつ葉憲章

1. 私たちは、食は自然の恵み・人も自然の一部という価値観に重きを置き、自然との関わりを大切にする、安心して暮らせる社会を求め、その実現に向けて行動します。
2. 私たちはモノよりも人にこだわります。バラバラにされた生産・流通・消費のつながりをとりもどし、そして人と人とのつながりを作り直します。
3. 私たちは食生活の見直しを通じて、世界の人々の生活を考え、共に生きる道をめざします。
4. 私たちは目先のとりあえずの解決より、根本的な未来に向けた暮らしの創造をめざします。
5. 私たちは志を同じくする団体や個人との協同を、小異を超えて追求します。

アンケートご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。

ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリで返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお寄せください。

http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html